

様式2

児童館・児童クラブ運営委員会 会議概要

1	審議会名	児童館・児童クラブ運営委員会
2	日 時	19年6月18日 午前(後) 1時30分から午前・後3時00分まで
3	会 場	健康支援センター
4	出席者	山崎委員 滝沢委員 小河委員 下田委員 宮沢委員 内田委員 上川委員 種山委員 福田委員 浅川委員 小林委員 勝浦委員 矢花委員 深沢委員
5	市側出席者	堀田部長、務台課長、安藤補佐
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	人 記者 人
8	会議概要作成年月日	19年6月19日

協 議 事 項 等	
1	会議の概要 (1) 開 会 (安藤補佐) (2) あいさつ (堀田部長) (3) 委嘱書交付 (4) 委員紹介 (5) 会長選出 (6) 会議次第 <ul style="list-style-type: none">・児童館・児童クラブ運営委員会設置要綱について (事務局より説明)・児童館・児童クラブ運営について (事務局より説明)・児童館指定管理について (事務局より説明)・三郷児童館建設について (事務局より説明) (7) 閉 会 【別添：会議資料】 <ul style="list-style-type: none">・安曇野市児童館・児童クラブ運営委員会設置要綱・児童クラブ実施要綱 新旧対照表・児童クラブ パンフレット・児童クラブ 申請の流れ

※会議概要は、原則として公開します。会議終了後、2週間以内に企画財政部まちづくり推進課へ提出してください。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

(設置)

第1条 児童館の設置運営について調査研究するため、安曇野市児童館・児童クラブ運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について調査研究及び協議を行う。

- (1) 安曇野市児童館・児童クラブの設置運営に関する事項
- (2) その他関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 児童館・児童クラブ代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部児童保育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 この告示は、平成 18 年度の委員会から適用し、平成 17 年度の委員会については、豊科町児童館運営委員会設置要綱(平成 11 年豊科町告示第 35 号。以下「合併前の告示」という。)の例による。

(経過措置)

- 3 合併前の告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

新旧対照表

○安曇野市児童クラブ実施要綱

新	旧																																												
<p style="text-align: center;">安曇野市児童クラブ実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 告示第40号</p> <p>改正 平成18年3月7日告示第38号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、放課後、土曜日及び長期の休み等に、就労等のため保護者が家庭にいない小学校児童の保護及び健全育成を図るために設置する安曇野市児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊科高家児童クラブ</td> <td>安曇野市豊科高家4045番地2 高家児童館内</td> </tr> <tr> <td>豊科南穂高児童クラブ</td> <td>安曇野市豊科南穂高2698番地 南穂高児童館内</td> </tr> <tr> <td>穂高南小児童クラブ</td> <td>安曇野市穂高5808番地1 穂高中央児童館内</td> </tr> <tr> <td>穂高西小児童クラブ</td> <td>安曇野市穂高柏原2788番地2 穂高子育て支援ルーム内</td> </tr> <tr> <td>穂高北小児童クラブ</td> <td>安曇野市穂高有明1766番地3 穂高北部児童館内</td> </tr> <tr> <td>堀金児童クラブ</td> <td>安曇野市堀金烏川2753番地1 堀金公民館内</td> </tr> <tr> <td>三郷児童クラブ</td> <td>安曇野市三郷明盛4742番地 三郷小学校あき教室</td> </tr> <tr> <td>三郷文化公園体育館児童クラブ</td> <td>安曇野市三郷明盛4775番地</td> </tr> <tr> <td>三郷農村環境改善センター児童クラブ</td> <td>安曇野市三郷温2267番地2</td> </tr> <tr> <td>明科児童クラブ</td> <td>安曇野市明科中川手6814番地1 明科児童館内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入所資格)</p>	名称	位置	豊科高家児童クラブ	安曇野市豊科高家4045番地2 高家児童館内	豊科南穂高児童クラブ	安曇野市豊科南穂高2698番地 南穂高児童館内	穂高南小児童クラブ	安曇野市穂高5808番地1 穂高中央児童館内	穂高西小児童クラブ	安曇野市穂高柏原2788番地2 穂高子育て支援ルーム内	穂高北小児童クラブ	安曇野市穂高有明1766番地3 穂高北部児童館内	堀金児童クラブ	安曇野市堀金烏川2753番地1 堀金公民館内	三郷児童クラブ	安曇野市三郷明盛4742番地 三郷小学校あき教室	三郷文化公園体育館児童クラブ	安曇野市三郷明盛4775番地	三郷農村環境改善センター児童クラブ	安曇野市三郷温2267番地2	明科児童クラブ	安曇野市明科中川手6814番地1 明科児童館内	<p style="text-align: center;">安曇野市児童クラブ実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 告示第40号</p> <p>改正 平成18年3月7日告示第38号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、放課後、土曜日及び長期の休み等に、就労等のため保護者が家庭にいない小学校児童の保護及び健全育成を図るために設置する安曇野市児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊科高家児童クラブ</td> <td>安曇野市豊科高家4045番地2 高家児童館内</td> </tr> <tr> <td>豊科南穂高児童クラブ</td> <td>安曇野市豊科南穂高2698番地 南穂高児童館内</td> </tr> <tr> <td>穂高南小児童クラブ</td> <td>安曇野市穂高5808番地1 穂高中央児童館内</td> </tr> <tr> <td>穂高西小児童クラブ</td> <td>安曇野市穂高柏原2788番地2 穂高子育て支援ルーム内</td> </tr> <tr> <td>穂高北小児童クラブ</td> <td>安曇野市穂高有明1766番地3 穂高北部児童館内</td> </tr> <tr> <td>堀金児童クラブ</td> <td>安曇野市堀金烏川2753番地1 堀金公民館内</td> </tr> <tr> <td>三郷児童クラブ</td> <td>安曇野市三郷明盛4742番地 三郷小学校あき教室</td> </tr> <tr> <td>三郷文化公園体育館児童クラブ</td> <td>安曇野市三郷明盛4775番地</td> </tr> <tr> <td>三郷農村環境改善センター児童クラブ</td> <td>安曇野市三郷温2267番地2</td> </tr> <tr> <td>明科児童クラブ</td> <td>安曇野市明科中川手6814番地1 明科児童館内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入所資格)</p>	名称	位置	豊科高家児童クラブ	安曇野市豊科高家4045番地2 高家児童館内	豊科南穂高児童クラブ	安曇野市豊科南穂高2698番地 南穂高児童館内	穂高南小児童クラブ	安曇野市穂高5808番地1 穂高中央児童館内	穂高西小児童クラブ	安曇野市穂高柏原2788番地2 穂高子育て支援ルーム内	穂高北小児童クラブ	安曇野市穂高有明1766番地3 穂高北部児童館内	堀金児童クラブ	安曇野市堀金烏川2753番地1 堀金公民館内	三郷児童クラブ	安曇野市三郷明盛4742番地 三郷小学校あき教室	三郷文化公園体育館児童クラブ	安曇野市三郷明盛4775番地	三郷農村環境改善センター児童クラブ	安曇野市三郷温2267番地2	明科児童クラブ	安曇野市明科中川手6814番地1 明科児童館内
名称	位置																																												
豊科高家児童クラブ	安曇野市豊科高家4045番地2 高家児童館内																																												
豊科南穂高児童クラブ	安曇野市豊科南穂高2698番地 南穂高児童館内																																												
穂高南小児童クラブ	安曇野市穂高5808番地1 穂高中央児童館内																																												
穂高西小児童クラブ	安曇野市穂高柏原2788番地2 穂高子育て支援ルーム内																																												
穂高北小児童クラブ	安曇野市穂高有明1766番地3 穂高北部児童館内																																												
堀金児童クラブ	安曇野市堀金烏川2753番地1 堀金公民館内																																												
三郷児童クラブ	安曇野市三郷明盛4742番地 三郷小学校あき教室																																												
三郷文化公園体育館児童クラブ	安曇野市三郷明盛4775番地																																												
三郷農村環境改善センター児童クラブ	安曇野市三郷温2267番地2																																												
明科児童クラブ	安曇野市明科中川手6814番地1 明科児童館内																																												
名称	位置																																												
豊科高家児童クラブ	安曇野市豊科高家4045番地2 高家児童館内																																												
豊科南穂高児童クラブ	安曇野市豊科南穂高2698番地 南穂高児童館内																																												
穂高南小児童クラブ	安曇野市穂高5808番地1 穂高中央児童館内																																												
穂高西小児童クラブ	安曇野市穂高柏原2788番地2 穂高子育て支援ルーム内																																												
穂高北小児童クラブ	安曇野市穂高有明1766番地3 穂高北部児童館内																																												
堀金児童クラブ	安曇野市堀金烏川2753番地1 堀金公民館内																																												
三郷児童クラブ	安曇野市三郷明盛4742番地 三郷小学校あき教室																																												
三郷文化公園体育館児童クラブ	安曇野市三郷明盛4775番地																																												
三郷農村環境改善センター児童クラブ	安曇野市三郷温2267番地2																																												
明科児童クラブ	安曇野市明科中川手6814番地1 明科児童館内																																												

新	旧
<p>第3条 児童クラブに入所できる児童は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の小学校に在学する第1学年から第3学年までの児童で、放課後、土曜日及び長期の休み等において、保護者が就労等により家庭にいない児童及び適切な保護に欠ける児童</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めた児童 (申請及び許可)</p> <p>第4条 児童を児童クラブに入所させようとする保護者は、市長に児童クラブ入所申請書(様式第1号)及び児童の健康状況調査表(様式第2号)を提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、入所の可否について児童クラブ入所決定通知書(様式第3号)により保護者に通知するものとする。 (届出の義務)</p> <p>第5条 児童クラブに入所している児童(以下「入所児童」という。)の保護者は、家庭状況の変更により入所の必要がなくなったときは児童クラブ退所届(様式第4号)を、また入所児童及び保護者の住所等に異動のあったときは児童クラブ利用変更届(様式第5号)を市長に届け出なければならない。 (入所の制限及び取消し)</p> <p>第6条 市長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは入所を制限し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第1号に規定する要件を欠いたとき。</p> <p>(2) その他市長が不相当と認めたとき。</p> <p>第7条 市長は、負担金額に変更が生じたときは、児童クラブ負担金変更通知書(様式第6号)により保護者等に通知するものとする。 (開設時間)</p> <p>第8条 児童クラブの開設時間は、小学校の下校時から午後6時までとする。小学校の休日(次条各号に掲げる日を除く。)にあつては、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (休日)</p> <p>第9条 児童クラブの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p>	<p>第3条 児童クラブに入所できる児童は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の小学校に在学する第1学年から第3学年までの児童で、放課後、土曜日及び長期の休み等において、保護者が就労等により家庭にいない児童及び適切な保護に欠ける児童</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認めた児童 (申請及び許可)</p> <p>第4条 児童を児童クラブに入所させようとする保護者は、市長に児童クラブ入所申請書(様式第1号)及び児童の健康状況調査表(様式第2号)を提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、入所の可否について児童クラブ入所決定通知書(様式第3号)により保護者に通知するものとする。 (届出の義務)</p> <p>第5条 児童クラブに入所している児童(以下「入所児童」という。)の保護者は、家庭状況の変更により入所の必要がなくなったときは児童クラブ退所届(様式第4号)を、また入所児童及び保護者の住所等に異動のあったときは児童クラブ利用変更届(様式第5号)を市長に届け出なければならない。 (入所の制限及び取消し)</p> <p>第6条 市長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは入所を制限し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第1号に規定する要件を欠いたとき。</p> <p>(2) その他市長が不相当と認めたとき。</p> <p>(開設時間)</p> <p>第7条 児童クラブの開設時間は、小学校の下校時から午後6時までとする。小学校の休日(次条各号に掲げる日を除く。)にあつては、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (休日)</p> <p>第8条 児童クラブの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p>

新	旧
<p>(3) 8月13日から8月16日までの日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (指導員)</p> <p>第10条 入所児童の生活指導を行うため、児童クラブに指導員を置くことができる。</p> <p>2 指導員は、教員若しくは保育士の資格がある者又は児童の指導について知識と経験を有する者とする。 (その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。 (適用)</p> <p>2 この告示は、平成18年度の児童クラブから適用し、平成17年度の児童クラブについては、高家児童クラブ運営方針（豊科町内規）、穂高町放課後児童クラブ実施要綱（平成15年穂高町告示第34号）、三郷村児童クラブ実施要綱（平成8年三郷村要綱）、堀金村児童室実施要綱（平成16年堀金村教育委員会要綱第1号）又は明科町児童クラブ事業実施要綱（平成15年明科町教育委員会要綱第1号）（以下これらを「合併前の告示等」という。）の例による。 (経過措置)</p> <p>3 合併前の告示等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則（平成18年3月7日告示第38号） この告示は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>様式第3号 (第4条関係)</p> <p>様式第4号 (第5条関係)</p> <p>様式第5号</p>	<p>(3) 8月13日から8月16日までの日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (指導員)</p> <p>第9条 入所児童の生活指導を行うため、児童クラブに指導員を置くことができる。</p> <p>2 指導員は、教員若しくは保育士の資格がある者又は児童の指導について知識と経験を有する者とする。 (その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。 (適用)</p> <p>2 この告示は、平成18年度の児童クラブから適用し、平成17年度の児童クラブについては、高家児童クラブ運営方針（豊科町内規）、穂高町放課後児童クラブ実施要綱（平成15年穂高町告示第34号）、三郷村児童クラブ実施要綱（平成8年三郷村要綱）、堀金村児童室実施要綱（平成16年堀金村教育委員会要綱第1号）又は明科町児童クラブ事業実施要綱（平成15年明科町教育委員会要綱第1号）（以下これらを「合併前の告示等」という。）の例による。 (経過措置)</p> <p>3 合併前の告示等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則（平成18年3月7日告示第38号） この告示は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>様式第3号 (第4条関係)</p> <p>様式第4号 (第5条関係)</p> <p>様式第5号</p>

新	旧
(第5条関係) 様式第6号 (第7条関係)	(第5条関係)

平成19年度 安曇野市放課後児童クラブについて

◎放課後児童クラブとは…

小学校下校後または長期休みに、保護者や家族が就労等のため家庭にいない児童を児童館等でお預かりして、児童の保護及び健全育成を図ることを目的に実施している事業です。

安曇野市内の児童クラブ

児童クラブ名	住 所	電話番号	対象小学校区
豊科高家児童クラブ（豊科高家児童館）	豊科高家 4045 番地 2	7 2 - 5 6 8 5	安曇野市豊科南小学校 安曇野市豊科東小学校 (東小学校は児童館の車で迎えに行きます。)
豊科南穂高児童クラブ（豊科南穂高児童館）	豊科南穂高 2698 番地	7 1 - 5 1 5 0	安曇野市豊科北小学校
穂高南小児童クラブ（穂高中央児童館）	穂高 5808 番地 1	8 2 - 2 9 4 0	安曇野市穂高南小学校
穂高西小児童クラブ（穂高西部児童館）	穂高柏原 2814 番地 10	8 2 - 2 5 2 7	安曇野市穂高西小学校
穂高北小児童クラブ（穂高北部児童館）	穂高有明 1766 番地 3	8 3 - 5 4 9 4	安曇野市穂高北小学校
堀金児童クラブ（堀金公民館）	堀金烏川 2753 番地 1	7 2 - 5 7 2 9	安曇野市堀金小学校
三郷児童クラブ（三郷小学校）	三郷明盛 4742 番地	7 7 - 3 1 1 1	安曇野市三郷小学校
三郷文化公園体育館児童クラブ	三郷明盛 4775 番地	7 7 - 3 1 1 1	安曇野市三郷小学校
明科児童クラブ（明科児童館）	明科中川手 6814 番地 1	6 2 - 2 4 8 2	安曇野市明南小学校 安曇野市明北小学校

1. 入所対象者

下校しても家に誰もいない家庭の児童で、**小学校 1～3 年生**が対象です。（自宅での自営や祖父母がいる場合は対象になりません。）

2. 開設時間

- ・登校日…小学校の下校時から午後 6 時まで。
- ・小学校の休日…午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
- ・延長保育有り

3. 休日

- ・日曜日、祝日
- ・8 月 1 3 日から 8 月 1 6 日まで
- ・1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで

4. 来館及び帰宅の方法

- ・来館…学校の授業日は基本的に徒歩とする（一部、バスによる送迎あり。）
長期休業中は、保護者が送る
- ・帰宅…保護者の迎えによるものとする

5. 保護者負担金

平成 1 9 年度の負担金額（案）

児童の属する世帯の区分	負担金（月額）	負担金（日額）
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯	5 0 0 円	2 0 円
当該年度分の住民税非課税世帯	2, 5 0 0 円	1 0 0 円
当該年度分の住民税課税世帯で、その額が 80,000 円未満の世帯	5, 0 0 0 円	2 0 0 円
当該年度分の住民税が 80,000 円以上の世帯	6, 0 0 0 円	2 4 0 円

※・負担金には、おやつ代が含まれています。

- ・第2子以降は半額とします。
- ・月の途中で入所または退所した場合は、**日割り計算**とする。ただし、正規の届出がない場合は通常負担金となります。
- ・長期休業中のみの利用の場合は、申請の際に出席予定表を添付していただき、その予定日数を最低負担金額とします。
- ・延長保育料は別料金となります。

6. 登録

入所を希望する方は、基本的に年間を通しての登録となります。また、長期休みのみの登録もできます。登録を希望される方は別紙「児童クラブ入所申請書」に必要事項を記入して、各児童クラブまたは、児童クラブの所属する地区の市民福祉課福祉係まで提出してください。

なお、平成19年1月1日以降に転入された方は、前住所地発行の「所得等証明書」（父母分）を添付してください。

市民福祉課福祉係	電話番号
豊科総合支所市民福祉課福祉係	72-3111
穂高総合支市民福祉課福祉係	82-3131
三郷総合支所市民福祉課福祉係	77-3111
堀金総合支所市民福祉課福祉係	72-5729
明科児童館福祉係（ひまわり）	62-2482

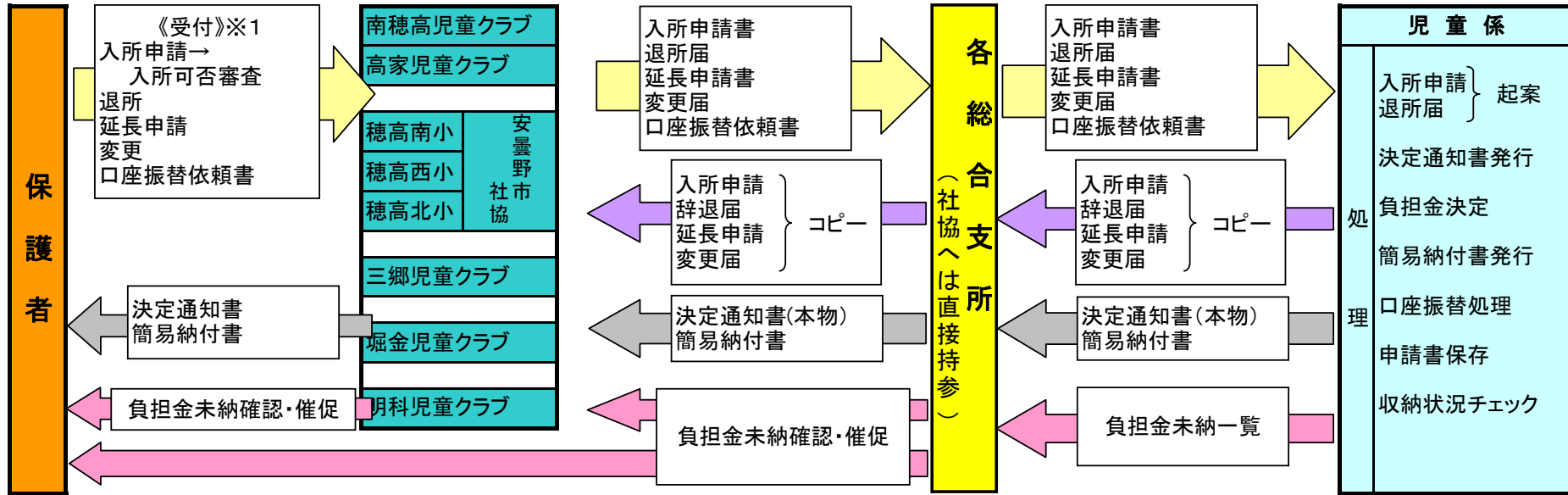
※注意事項

- ・申請内容に変更が生じたときは、速やかに、「児童クラブ退所・変更届」を提出してください。特に、辞退の届書は原則として該当月内に提出してください。**遅れての提出は負担金の対象とします。**
- ・常時延長が必要な場合は、「児童クラブ延長保育申請書」を提出してください。毎月の負担金に加えて請求させていただきます。たまたま延長した場合は、突発延長負担金として請求書を発行します。
- ・所得等申告していない場合は、最高額となります。

8. 負担金について

- ・4月から6月は前年の暫定負担金とし、前年の税額確定後に負担金額を決定、7月以降の納付額にて調整します。
- ・平成19年度から、口座振替による納入を実施します。希望されるかたは、「口座振替依頼書」を各児童クラブまたは福祉係に提出してください。なお、申請書に押印する印鑑は、通帳の登録印鑑となりますのでご留意ねがいます。（納付書はシステムの都合上毎月発行となります。）

児童クラブ申請書類および処理のながれ



※1 緊急の場合は、児童係へ電話による連絡で対応(決定通知は後日)